

一般社団法人日本デフボウリング協会

倫理委員会規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本デフボウリング協会（以下「本協会」という。）の倫理委員会（以下「本委員会」という。）について定めることを目的とする。

第2条（基本的責務）

本委員会は、本協会懲罰規程第2条に定める本協会登録会員及び役職員（以下、総称して「本協会関係者」という。）が、規程等に違反し又は違反した疑いがある場合、綱紀肃正の観点から、必要に応じて事実関係等の調査を行い、違反行為の有無、処分の要否及び処分の内容に関する調査及び協議を行い、その結果については理事長に答申する。

第3条（委員）

- 1 本委員会の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 委員 2名以上
- 2 委員長は、弁護士等の法律に精通した学識経験者の中から、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 委員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 4 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4条（運営、処分の手続）

- 1 本委員会は、本協会関係者の違反行為についての疑いが生じた場合、理事長の指示に基づいて、委員長が委員を招集して開催する。ただし、理事長の違反行為が問題となる場合は、理事会（理事長を除く。）の決議に基づいて、常務理事が委員を招集して本委員会を開催する。
- 2 本委員会の成立には委員全員の出席（テレビ会議システム等による出席を含む。以下同じ）を要し、委員長が議長を担当する。決議は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 3 本委員会は、事実関係の調査、協議等を進めるに際して、違反行為の調査対象となった本協会関係者（以下「当事者」という。）の意見を聴取しなければならない。このとき、当事者は、本委員会に対し、意見を記載した書面及び証拠資料を提出することができる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、競技関係者、当事者の親族、当事者と交友関係にある者等（以下「関係者」という。）の聞き取り調査を行うとともに、本委員会に参考人として出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 5 本委員会は、必要により、事案の種類・性質・内容等に応じて、複数の事案を同時に調査、協議することができる。
- 6 本委員会は、事実調査及び第3項乃至前項による意見聴取の結果を踏まえ、当事者の処分の要否及び処分内容につき協議を行い、その協議結果につき決議しなければならない。
- 7 本委員会は、第1項ただし書の場合の協議結果について、理事長に対して答申するもの

とする。

- 8 理事長は、前項又は第2条第2項の規定に基づく答申を受けたとき、当該結果に基づいて処分の要否及び処分内容について決する。ただし、本協会の役員に対する処分、会員の除名又は1年を超える登録停止の場合は、理事会において決議するものとする。

第5条（機密保持義務）

本委員会の委員、本委員会に出席した当事者、関係者及び参考人並びに本協会の役員等は、立場上知り得た全ての情報を、第三者に対して提供又は開示してはならない。ただし、処分に関する決定が確定した場合はこの限りではない。

第6条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、本委員会で協議し、協議結果に基づいて理事会にて解決を図るものとする。

第7条（改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

本規程は、2025年11月28日に制定し、同日より施行する。